

例外事由の記入票

労働者の募集・採用時に年齢制限を設けることは禁止されています

年齢制限を設ける場合は下記のいずれかに該当しなければなりません
確認のため、ご記入・ご提出をお願いします

信濃毎日新聞社広告局

(雇用対策法施行規則第1条の3第1項)		該当するものに ○
1号	定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合 例) 60歳未満の方を募集(定年60歳) = 表記可 *労働期間や下限年齢を定めることはできません	
2号	労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合 例) 警備員として18歳以上の方を募集 = 表記可 *警備業法で18歳未満の就労が禁止されているため	
3号のイ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合 例) 35歳未満の方を募集(職務経験不問) = 表記可 *労働期間や下限年齢を定めたり、職務経験を求めることはできません	
3号のロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合 例) 30～39歳の電気通信技術者を募集 = 表記可 *特定の職種でなければなりません *30～39歳の従業員数が他の世代の半分以下でなければなりません	
3号のハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合 例) 演劇の子役のため8歳以下の方を募集 = 表記可	
3号のニ	60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る。)の対象となる者に限定して募集・採用する場合 例) 60歳以上の方を募集 = 表記可	

広告主名

掲載日 月 日付け ()

広告取扱

年齢制限を設ける場合の理由の提示

年齢制限を設ける理由(どの例外事由に該当するか)は可能な限り広告中にも表記してください。なお、広告スペースの制約で困難な場合は表記がなくても掲載いたしますが、求職者から求められた場合には遅滞なく文書等で提示する必要があります。

雇用対策法に関するお問い合わせは長野労働局職業安定部(026-226-0865)まで